

令和8年度 香川県坂出合同庁舎 汚水処理施設及び再利用水処理施設保守点検清掃
業務仕様書

- 1 合併処理浄化槽440人槽(通常汚水量45m³/日)保守点検清掃
 - (1) 滅菌器・薬品 1式
11.5kg/月×12ヶ月
 - (2) 潤滑油使用 1式
グリスアップ、オイル交換、ウエス補給について随時
 - (3) 水質分析 1式
分析項目：BOD、COD、SS、大腸菌、窒素含有量、りん含有量
について月1回
残留塩素、透視度、PH項目について各巡回時に現場分析を行う。
 - (4) 維持管理
 - ① スクリーンカス及び沈砂の処分、その他点検
 - ② 接触ばっ気槽をはじめ各種のエア一量の調整
 - ③ 汚泥返送
 - ④ 諸機械の点検調整
 - ⑤ 余剰汚泥、スクリーンカス、スカム、沈砂の処分
年間27立方メートル程度(昨年度実績)を市処理施設へ運搬、処分する。
市処理施設における処分費用は、別途とする。
 - ⑥ 巡回日誌及び報告書の作成
以上(4)について週1回実施し、月4回以上巡回すること。
- 2 再利用水処理施設保守点検清掃 通常使用量20立方メートル/日
(原水：合併浄化槽処理水)
 - (1) 消毒剤補充 1式
次亜塩素酸ナトリウムの補充について随時
 - (2) 水質分析 1式
分析項目：濁度、色度、PH、BOD、COD、SS、大腸菌、窒素含有量、
りん含有量について月1回
 - (3) 活性炭取り替え補充 1式
使用済活性炭処分を含む
活性炭6701について年2回
 - (4) ろ過装置の清掃、ろ過砂補充
年2回
 - (5) 水槽の清掃について随時
 - (6) 保守点検 1式
 - ① 諸機械の点検調整
 - ② 巡回日誌及び報告書の作成
以上(6)について月1回以上実施すること。

3 共通事項

- (1) 委託者から緊急連絡があった時は、早急に処理すること。
- (2) 汚水処理施設（再利用水処理施設）の全体を良好に維持管理すること。
- (3) 放流水質をBOD 5 p p m以下の水質に維持すること。

4 PH調整ユニット保守点検業務

- (1) 中和剤注入
酸：硫酸 アルカリ：苛性ソーダ
- (2) 消毒剤注入
次亜塩素酸ナトリウム（固形）
- (3) PH計校正液注入
- (4) PH記録計記録紙、ペン
- (5) 機器点検調整
- (6) 水質分析
分析項目：PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、窒素含有量、りん含有量に
ついて年4回
- (7) 保守点検
 - ① 諸機械の点検調整
 - ② 巡回日誌及び報告書の作成以上（1）～（7）について月1回以上実施する。

5 法令等の遵守

使用者として、労働関係法令等を遵守すること。

6 作業履行の確認

受託者は、毎月の業務完了後、遅滞なくその結果を委託者に報告すること。その際、作業内容、計量値、測定値等の各種データをもれなく記載した点検報告書を提出し、委託者（発注担当者）の検査を受けるものとする。

7 委託料の請求

委託期間満了後、業務の成果が検査に合格した後に、請求を行うこと。